

令和6年12月26日
総務部市町村課
043-223-2138

令和6年4月1日現在 市町村職員の勤務条件等の状況について

県内 53 市町村（千葉市を除く）の勤務条件等の状況について、令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果を取りまとめましたので、公表します。

- 令和5年度における年次休暇の平均取得日数は、14.2日（県：13.7日）
- 令和5年度における男性職員の育児休業取得率は、57.0%（県：42.0%）

<男性職員の育児休業取得率の推移>

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
県内市町村	57.0%	41.4%	25.3%
(参考) 県	42.0%	28.5%	16.4%

【参考資料】 資料 市町村別勤務条件等の状況

<参考 地方公務員の勤務条件を定めるに当たっての原則>

地方公務員法第24条第4項は「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と定めています。